

河川愛護団委託料算出要領

河川愛護団への委託料については、下記のとおり算出することとする。なお、計算により算出された金額の千円未満は切り捨てるものとし、消費税については内税とする。

1. 委託対象の河川は次のとおりとする。

- 一 河川幅が、1.50m以上で、除草をする必要がある箇所を対象とする。
- 二 三面コンクリート水路の場合は、水路幅が1.5m以上で構造物の外側に河川用地があり、そこの除草を必要とする場合に対象とする。
- 三 その他、特に必要があると市長が認めた場合はこの限りではない。

2. 委託場所の形状による種類

種類の基本型は、Aパターン、Bパターン、Cパターンの3種類に分別する。

これ以外に、親水護岸公園、廃川敷、植栽堤防等、特殊な場合は別途考慮する。

3. Aパターン

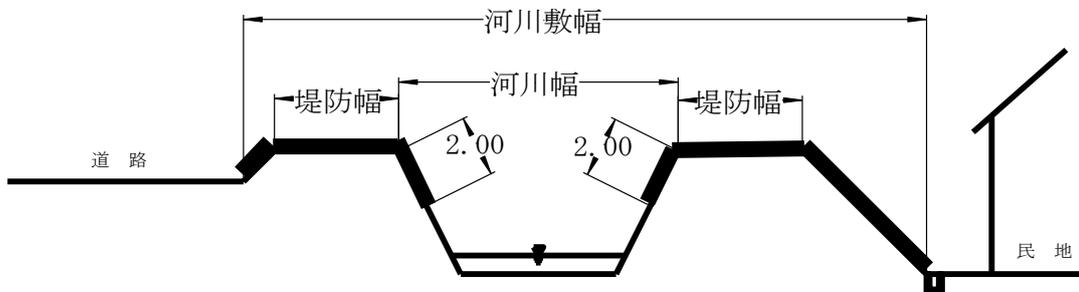
下図のように、住宅街の近隣にあり、堤防の形態が明確で、堤防の上を歩行者、自転車等が使用する、住宅と隣接している等で、住民の生活と関係が密な箇所を指す。

河川幅は、概ね5m以上。

堤防幅は、概ね2.5m以上。

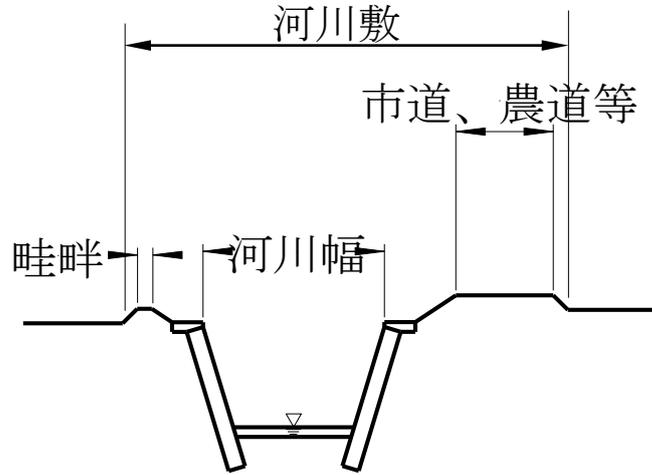
委託金額は、面積で算出する。

計上する面積は、河川側は、堤防肩から2.0mとするが、構造物等がある場合は、そこまでとする。民地側は、官民境界までとするが、構造物がある場合はそこまでとする。(下図太線部分)



4. Bパターン

下図のように、堤防の形態が不明確、又は狭小（2.5m未満）である。
周辺は農地や山林が多く、住宅がまれで、住民の生活に影響が少ないもの。
委託金額は、延長で算出する。



5. Cパターン

Bパターンの箇所を、二つの河川愛護団で実施する場合。
委託金額は、延長で算出するが、Bパターンの半額とする。

